

## 文化庁による装飾古墳の過去の調査研究について

## ●装飾古墳調査研究の委託

**期 間**：昭和44～46年度

**趣 旨**：装飾古墳は考古学上、美術史上きわめて高い価値をもっているが、永年の経年変化による褪色摩耗が著しい状況であることに鑑み、その原因を究明して抜本的な保存対策を樹立するため、保存科学的な調査研究を行う。

**実施計画**：(1) 対 象：特別史跡王塚古墳（福岡県嘉穂郡桂川町）

(2) 内 容：①石室内温湿度の測定

②壁画の老化に関する調査

ア．現状調査

イ．顔料の調査

③微生物の発生状況に関する調査

④必要に応じて研究会を開催

(3) 委託先：装飾古墳保存対策研究会

## \*装飾古墳保存対策研究会

会長 佐藤敬二（九州大学名誉教授・福岡県文化財専門委員長）

武田京一（九州大学農学部教授・気象学）

関野 克（東京国立文化財研究所長・保存科学）

山脇 忍（熊本大学医学部講師・熊本大学附属病院細菌検査室長・微生物学）

岡崎 敬（九州大学文学部助教授・考古学）

乙益重隆（熊本女子大学教授・考古学）

森貞次郎（九州大学文学部講師・考古学）

山崎一雄（名古屋大学理学部教授・化学）

## 協力機関

福岡県教育委員会

福岡県桂川町教育委員会

気象庁福岡管区气象台

**成果物**：『特別史跡王塚古墳の保存 ―装飾古墳保存対策研究報告書―』  
（福岡県教育委員会、昭和50年）

●「装飾古墳の保護について」文化財保護部長通知

①昭和50年9月、史跡指定されている装飾古墳がある11府県教育委員会に「装飾古墳保護管理の当面の取扱いについて」を通知。

(宮城県、福島県、茨城県、大阪府、奈良県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県)

②昭和50年10月、史跡指定されていない装飾古墳がある14県教育委員会に「装飾古墳保護管理の当面の取扱いについて」を通知。

(埼玉県、千葉県、神奈川県、長野県、静岡県、山梨県、福井県、愛知県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、長崎県、宮崎県)

内 容：国指定の装飾古墳の管理状況調査結果等に基づき、当面の取扱いについて通知したもの（別紙参照）。

## 装飾古墳保護管理の当面の取扱いについて

装飾古墳とは、彩色・線刻等による種類の装飾を有する古墳であり、千有余年前の葬送儀礼・宗教的思考・美的水準等を示す貴重な文化財である。このような装飾古墳は、発見後、時間の経過とともに、褪色、損耗・剥落等が急速に進む性質のものであり、その進行を止め、将来に確実に伝えられるよう、早急に保存措置を計る必要がある。そのためには、保護施設の整備、環境の保全等が必要であることは当然であり、さらに日常的管理が適正に行われる必要がある。加えて、公開、普及等についても、十分に配慮して保護を行わなければならないものとする。そこで、ここに装飾古墳の保護管理について必要な基準となる考え方を下記のとおり、とりまとめることとする。

### 1. 施設及び措置

- (1) 装飾古墳は、原則として、本来の状況に復元できるよう、遮蔽するものとする。このため、各古墳には、必要に応じ、入口施設、覆屋、説明板等を設置すること。なお、施設等が整備できるまでは、とりあえず仮遮蔽すること。
- (2) 装飾古墳の保護のため、必要な環境整備、墳丘修理等の処置をとること。
- (3) 装飾の剥落止め防黴等に必要な処置をすること。

### 2. 公開

- (1) 装飾古墳の公開は、原則として、展示施設及び各種資料、現地の説明板等を行うこととし、一定期間を除いて非公開とすること。
- (2) 内部の壁画保護上必要な場合を除き、写真撮影は原則として禁止すること。

### 3. 管理

- (1) 管理団体は、適切な保護管理要項を作成し、管理の充実を計ること。
- (2) 管理要項には、管理責任者及び管理担当者、管理の内容（施設の保全、公開に関し必要な事項、装飾の点検、温湿度測定等）について、必要な事項を定めること。
- (3) 管理状況については、文化庁及び県教育委員会に年次報告を提出すること。

### 4. その他

- (1) 未指定の装飾古墳については、国、府県、市町村等において、指定を促進するものとする。
- (2) 模写、写真、実測図等の資料作成を促進すること。
- (3) 装飾古墳の保護・管理については、管理団体に対して、文化庁、府県教育委員会が指導するものとする。